

大分県障がい者水泳連盟 選手会員規程

(目的)

第 1 条 大分県障がい者水泳連盟（以下、本連盟）という。）は、一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「JPSF」という。）、一般社団法人日本知的障害者水泳連盟「以下「JSFP」という」、一般社団法人日本デフ水泳協会（以下、「JDSA」という。）及び公益財団法人日本水泳連盟が制定した規則などに準拠し、水泳競技の健全な普及・発展を図るため、本連盟の選手会員となる選手（以下「競技者」という。）に対する競技資格を定める。

(スポーツマンシップ)

第 2 条 スポーツとして水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び、水泳スポーツの向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つこと。

2 善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、市民社会における水泳スポーツの地位の向上に寄与すること。

3 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うこと。

4 競技者が合宿等に参加する際は、合宿等主催者が規定する参加規約に従うこと。

(競技者の定義)

第 3 条 本規程の競技者とは、競泳競技の男女の競技者をいう。

(競技者の区分等)

第 4 条 競技者の区分は以下の 4 種とする。ただし、中央団体への登録要件は別途定める。

(1) JPSF の登録条件に該当する、身体障がいのある競技者

(2) JSFP の登録条件に該当する、知的障がいのある競技者

(3) JDSA の登録条件に該当する、聴覚障がいのある競技者

(4) 前項 (1) から (3) に該当しない、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある競技者

(競技者の資格)

第 5 条 競技者区分の (1) ～ (3) は、本連盟の選手会員となることにより本連盟若しくは本連盟が加盟する団体、JPSF、JSFP 又は JDSA が主催、公認した競技会に参加することができる。(1) ～ (4) は、本連盟の選手会員となることにより本連盟が主催、公認した競技会および強化練習会に参加することができる。

附則

本規程は、令和5年4月1日から施行する。